

事 務 連 絡
平成30年8月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）
中核市 中国残留邦人等支援担当課 御中

厚生労働省社会・援護局援護企画課
中国残留邦人等支援室生活支援班地域支援係

「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」の更新等について（依頼）

中国残留邦人等への支援につきましては、平素から格段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

当室では関係自治体の御協力を得て、「中国語の対応が可能な介護事業所の一覧」の取りまとめを行っており、随時更新し公表をしています。

前回の更新より一定期間を経過したことから、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を更新いたしますので、下記のとおり何卒御協力をお願いいたします。

当室で取りまとめた本一覧は、前回同様、各都道府県、指定都市、中核市に配布するとともに、厚生労働省ホームページに掲載します。

なお、掲載事業所を増やしてほしいとの意見も寄せられていることから、これまで非公表としていた事業所についても、中国残留邦人等の状況をご理解のうえ、可能な限り公表できるように、事業所への説明等よろしくをお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市、中核市を除く）の取りまとめをお願いいたします。

記

1 回答方法

○前回、中国語の対応が可能な介護事業所の情報提供があった自治体

現時点の中国語対応可能介護事業所一覧（別添1 Excel ファイル）をお送りしますので、公表可能な事業所について追加、削除又は記載内容の変更等がある場合は、適宜修正の上、ご回答ください。

また、非公表とする必要のある介護事業所がある場合は、非公表用回答表（別添2 Excel ファイル）に記載いただき、回答表のファイル名を貴自治体名に変更の上、ご回答ください。

○前回、中国語の対応が可能な介護事業所の情報提供がなかった自治体

新たに把握した介護事業所がある場合は、別添回答表（Excel ファイル）に必要事項を記載いただき、別添回答表のファイル名を貴自治体名に変更の上、ご回答ください。

なお、

※ 管内に中国語の対応が可能な介護事業所がない場合でも、当室に該当ない旨回答をお願いいたします。

※ 各自治体内の介護担当部局等で既に情報を把握している場合は、当該情報をもとにご回答いただければ結構です。改めて調査をしていただく必要はありません。

※ 中国語の方言（福建語等）が対応可能な場合には、勤務形態欄にその旨ご記入ください。

2 回答期限

○平成 30 年 8 月 31 日（金）

○回答は当室地域支援係 安藤及び小黑までメールをお願いいたします。

《提出先・照会先》

厚生労働省社会・援護局援護企画課

中国残留邦人等支援室生活支援班地域支援係

担当: 山崎、安藤、小黑

電話: 03-5253-1111 (内線3463)

FAX: 03-3503-0116

E-mail 安藤: andou-mihoko@mhlw.go.jp

E-mail 小黑: oguro-akiko@mhlw.go.jp